平成２７年（フ）第９９号
群馬県太田市飯塚町793番地１、前住所滋賀県草津市野路東３丁目４－９　青湖寮Ａ－17
破産者　野田　健一
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１６０号
長野県北安曇郡松川村5721番地94　Ｆｉｎｅ　Ｓｔａｙ　103
破産者　吉岡　明彦
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３５７３号
大阪市住之江区安立１丁目７番８号、事業所所在地大阪市中央区東心斎橋２丁目６番13号日宝ナイトビル３階
破産者　ジョーク・ダッシュこと　山本　裕一
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１９６号
和歌山県橋本市あやの台２丁目43番地の５、前住所大阪府八尾市大竹８丁目82番地
破産者　名護　達矢
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６３３号
大阪府八尾市上之島町北２丁目59番地の４
破産者　大塚　俊彦
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２８０号
大阪市中央区日本橋２丁目18番９号
破産者　西村　　健
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９２３号
大阪府東大阪市長堂２丁目14番６号
破産者　高橋鋲螺製作所こと　髙橋　俊隆
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字中津原372番地、前住所大阪府松原市天美我堂３丁目130番地の２－108号
破産者　木下　　豊
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５９１号
堺市西区鳳中町２丁25番地　グランシャリオ鳳205号、開始決定時の住所堺市西区鳳北町４丁220番地18
破産者　柑本　直輝
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５９２号
堺市西区菱木４丁2841番地２　ベルソレイユ103号、開始決定時の住所堺市西区上601番地２
破産者　柑本　康秀
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４７７号
堺市西区浜寺船尾町西３丁31番地　ストーク浜寺弐番館105号、開始決定時の住所堺市西区浜寺船尾町西５丁585番地６
破産者　小林秀男商店こと　小林　秀男
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６３９号
大阪府松原市別所４丁目11番10号
破産者　津村　　勲
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６９４号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149－２－1007号、前住所大阪府河内長野市清見台４丁目16番１号
破産者　市岡　敏男
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２００号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番175－206号、従前の住所神戸市垂水区舞子坂１丁目９番72号
破産者　瀬川　博義
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６１号
神戸市東灘区森北町１丁目５番10号　403号、開始決定時の住所神戸市東灘区住吉東町１丁目６番20－203号
破産者　石原　健司
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８７号
兵庫県三田市すずかけ台１丁目10番地９、従前の住所兵庫県三田市大原1588番地１　Ｃ棟1308号
破産者　尾濱　佳弘
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部